（老齢給付金に係る経過措置）

第２条　この規約の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号。以下「平成28年改正法」という。）第２条の規定による改正前の確定拠出年金法（平成13年法律88号。以下「改正前法」という。）第33条第１項の老齢給付金の支給の請求であって、この規約の施行の際、支給をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第３条　この規約による改正後の個人型年金規約（以下「新規約」という。）第109条第３項及び第４項の規定は、施行日から起算して１年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、個人型年金加入者であった者（２以上の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会において新規約第108条第１項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間を有する者であって、同項各号に掲げるもののうち、当該請求を受けた個人型記録関連運営管理機関が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものに限る。以下この条において同じ。）は、老齢給付金の支給を請求する個人型記録関連運営管理機関以外の記録関連運営管理機関等又は連合会が発行した加入者等期間証明書を、老齢給付金の支給を請求する個人型記録関連運営管理機関に提出するものとする。

２　前項の加入者等期間証明書には、次の各号に掲げる当該老齢給付金の支給の請求を受けた個人型記録関連運営管理機関以外の記録関連運営管理機関等又は連合会が発行する場合に応じ、当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等が発行する場合　当該請求者の氏名並びに当該者に係る確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成28年厚生労働省令第159号。以下「平成28年改正省令」という。）第１条の規定よる改正後の確定拠出年金法施行規則（以下「改正後施行規則」という。）第15条第１項第１号、第２号、第３号（平成28年改正法第２条の規定による改正後の確定拠出年金法（以下「改正後法」という。）第４章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第７号、第８号（改正後法附則第２条の２及び第３条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。）、第11号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第17号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

二　当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会が発行する場合　当該請求者の氏名並びに当該者に係る新規約第63条第１項第１号、第２号、第３号（改正後法第４章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第７号、第８号（改正後法附則第２条の２及び第３条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。）、第11号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第16号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

３　第１項の加入者等期間証明書は、同項の個人型年金加入者であった者からの請求に基づき発行されるものとする。

４　第１項の場合における改正後施行規則第15条第１項、第26条第１項及び第56条第１項の規定の適用については、改正後施行規則第15条第１項第14号中「第22条の２第４項の規定により提供された」とあるのは「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成28年厚生労働省令第159号。以下「平成28年改正省令」という。）附則第４条第３項に基づき発行された加入者等期間証明書」と、第26条第１項第６号中「第22条の２第４項の規定により提供した記録」とあるのは「平成28年改正省令附則第４条第３項に基づき発行した加入者等期間証明書」と、第56条第１項第14号中「第59条において準用する第22条の２第４項の規定により提供された記録」とあるのは「平成28年改正省令附則第４条第３項に基づき発行された加入者等期間証明書」とする。

（脱退一時金に係る経過措置）

第４条　施行日前に改正前法第２条第８項に規定する企業型年金加入者又は同条第10項に規定する個人型年金加入者の資格を喪失している者に係る改正前法附則第３条第１項の脱退一時金の支給については、なお従前の例による。

（個人型年金加入者となることができる企業型年金加入者の資格を取得した場合の個人別管理資産の移換に関する経過措置）

第５条　個人型年金加入者であって、その個人型年金に個人別管理資産があるものが、平成29年１月１日から平成28年改正法附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日の前日までの間（以下「経過期間」という。）に新たに企業型年金（その企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めているものに限る。以下同じ。）の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、その個人型年金の個人別管理資産の移換をしないことを申し出たときは、改正後法第80条第１項第２号の規定にかかわらず、当該申出をした者の当該個人型年金の個人別管理資産を移換しないものとする。

第６条　個人型年金運用指図者であって、その個人型年金に個人別管理資産があるものが、経過期間に新たに企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、その個人型年金の個人別管理資産の移換をしないことを申し出たときは、改正後法第80条第１項第３号の規定にかかわらず、当該申出をした者の当該個人型年金の個人別管理資産を移換しないものとする。

（個人型年金加入者となることができる企業型年金加入者の資格を取得した場合の個人別管理資産を移換しないことの申出）

第７条　個人型年金加入者が、経過期間に、新たに企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、附則第５条の規定によりその個人型年金の個人別管理資産を移換しないことの申出をする場合には、当該個人型年金加入者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した日（当該資格を取得した日に申し出ることが困難であることについて正当な理由があるときは当該資格を取得した日から５日以内であって経過期間内の日）に、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に提出することにより行うものとする。

一　個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称、住所及び登録番号

二　個人型年金の個人別管理資産を移換しない旨

２　企業型年金を実施する事業主は、附則第５条の規定に係る個人別管理資産の移換に関する事項について、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者（経過期間に資格を取得した者に限る。）に説明しなければならない。

３　前２項の規定は、個人型年金運用指図者が、経過期間に、新たに企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、前条の規定によりその個人型年金の個人別管理資産を移換しないことの申出をする場合に準用する。